

**「令和3年度国際核融合拠点環境整備業務」に関する
企画書・見積書作成に当たっての留意事項**

1 業務内容に関する詳細

(1) 六ヶ所BA国際学級の運営

① 国際学級の開設時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

② 国際学級の開設場所

六ヶ所村国際教育研修センター（※別紙施設概要参照）

③ 対象

ア 幼少部

教育サービス提供対象は、BA活動外国人研究者等の子弟及びそれ以外の六ヶ所村周辺地域に居住する多国籍の児童で、3～5歳程度（外国人については令和3年12月31日時点で満3歳以上、日本人については令和4年4月1日時点で満3歳以上）の者とする。現在教育サービスの提供を受けている児童は以下のとおり。

経費については、BA活動外国人研究者等の子弟に係る経費を見積もるものとし、それ以外の児童の受入れは当該経費の範囲内で行うものとする。

なお、契約後に児童数が増減し、経費への影響が発生する場合は、その時点で協議するものとする。

児童名	年齢(R3.4.1時点)	国籍	就学状況
A	5歳	フランス	国際学級幼少部 ※令和3年9月より国際学級 初等部へ進学予定
B	4歳	イタリア	国際学級幼少部 ※令和3年9月より国際学級 初等部へ進学予定
C	3歳	イタリア	国際学級幼少部
D	3歳	フランス	国際学級幼少部

イ 初等部

教育サービス提供対象は、BA活動外国人研究者等の子弟で、5～12歳程度の者とする。

現在教育サービスの提供を受けている児童は以下のとおり。

なお、契約後に児童数が増減し、経費への影響が発生する場合は、その時点で協議するものとする。

児童：名	年齢(R3.4.1時点)	出身国	就学状況
E	5歳	イタリア	国際学級初等部

④ 運営条件

- ア 六ヶ所BA国際学級（幼少部、初等部）を運営するものとし、所要経費は外国籍児童への教育サービス提供に係る経費のみ見積もること。なお、契約期間内においてBA活動関係者の子弟（3歳～5歳）数に増減がある場合には、運営にかかる費用等を含めて別途協議する。
- イ 原則として、国際学級幼少部の授業時間が村内の保育所・こども園の通常授業時間帯（9：00～14：00）と重ならないよう、配慮すること。
- ウ 授業開始前に児童が通園する保育所・こども園から国際教育研修センターへ児童を移送し、この際、教職員が移送に随行すること。
- エ 事故が発生した場合に備えて、事前に国内のインターナショナルスクール等において加入している損害及び傷害保険と同等の保険に加入すること。また、万が一事故が発生した場合には、発注者である県に速やかに報告し、対応を協議すること。
- オ 生徒の社会性養成のため、地元地域及び他の教育機関等との連携交流に関することを積極的に行うこと。（例：幼少部と地元保育所・こども園の児童との行事共有や、初等部と地元公立学校・他の教育機関等との授業の共有等）。

（2）生活支援及び国際交流促進

① 業務実施時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

② 業務実施場所

六ヶ所村国際教育研修センター（※別紙施設概要参照）

③ 対象

BA外国人研究者等家族及び地域住民

④ 運営条件

- ア BA外国人研究者等家族や地域住民のニーズを把握するため、BA外国人研究者等家族及びこれに関係する機関（者）等と緊密にコミュニケーションを取り、BA外国人研究者等家族や関係機関との信頼関係を積極的に構築するよう努めること。
- イ BA外国人研究者等家族や地域住民に対し、受注者自らが積極的に情報発信及び情報収集に努め、発注者である県と情報共有すること。
- ウ 受注者及び関係者に万が一事故が発生した場合は、発注者である県に速やかに報告し、対応を協議すること。また、BA外国人研究者等家族から緊急時相談がある場合には、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と連携すること。
- エ BA外国人研究者等家族と地域住民の国際交流を促進するため、国際交流イベントを企画・実施すること。また、国際交流に関し、六ヶ所村と連携すること。

2 企画提案書記載内容

以下の項目を含むこととし、各部共通で記載できる項目はまとめて記載し、各部ごとに記載できる項目はそれぞれ記載すること。

(1) 六ヶ所B A国際学級の運営

- ・ 教育理念
- ・ 教育目標
- ・ カリキュラム
- ・ 年間行事
- ・ 時間割
- ・ 国際学級生徒及び保護者へのカウンセリングを通じたケア等に関する計画
- ・ 国際学級と地元地域及び他の教育機関との交流計画
- ・ 施設・設備使用計画
- ・ 発注者との連絡体制案

(2) 生活支援及び国際交流促進

- ・ 業務理念
- ・ 業務目標
- ・ 事業計画

〔関係機関との連携体制図、
B A外国人研究者等家族と地域住民との国際交流イベント案、
他の国際交流行事との連携案 等〕

3 見積書積算項目（参考）※以下は例示

(1) 「六ヶ所B A国際学級の運営」及び「生活支援及び国際交流促進」業務

- ・ 報酬
- ・ 諸手当
- ・ 社会保険料
- ・ 住宅借上料
- ・ 教材費及び生活支援・国際交流促進費等

(例：教材費、教職員出張経費、校外学習経費、事務用品費、消耗品費、衛生用品費、借上料等)

- ・ 出張費
- ・ 損害保険料
- ・ 共通経費

(例：通信運搬費、清掃費、光熱水費、教職員等用パソコンリース代等)

- ・ 研修費用
- ・ 教職員候補者確保

(例：海外出張費、業務費、諸費、広告料等)

(2) 一般管理費

(3) 消費税（10%）